

## ■ 基本目標Ⅳ 暮らしを支える環境づくり

### 基本施策Ⅳ-1

### 就労支援と地域での働く場づくり

#### ■現状と課題

市民が地域で安心して暮らしていくうえで、雇用の場の確保は重要な課題です。しかし、障がい者や高齢者、ひとり親家庭の母親などの就労環境は大変厳しい状況にあり、とりわけ、障がい者の就労については、一般事業所での雇用も進まず、授産施設や地域活動支援センターなどのいわゆる「福祉的就労の場<sup>\*</sup>」も限られているのが現状です。そのため、雇用の場にもノーマライゼーションの理念を生かした一般就労や福祉就労以外の第三の就労の場(障がい者と健常者が一緒に働ける場)の創出が求められると同時に、雇用後の仕事を提供する仕組みづくりも必要です。

また、働く意欲のある人が、その適性と能力に応じ、何度でもチャレンジできる循環型システムを更に発展できるような取り組みが必要です。

関係機関の連携のもと、毎年の障がい者雇用促進フェア<sup>\*</sup>の開催や福祉的就労関係事業所<sup>\*</sup>及び障がい者就労施設等からの物品又は役務の調達を拡大・推進するなど、地域社会全体の支援を検討していかなければなりません。

また、除雪や買い物弱者<sup>\*</sup>など地域課題の解決には、市民への積極的な情報提供とともに、有償ボランティア<sup>\*</sup>、ビジネス手法を活用したコミュニティビジネス<sup>\*</sup>などや、市民が主体となって進める新たな事業についても、地域として積極的に支援していく必要があります。

#### 市民の声

- 障がい者の就労支援ではボリュームが増えてきています。高齢者支援では、人材育成が課題となっています。また景気が良くなれば、資格を持っていても、一般企業へ移ってしまいます。
- ボランティアに頼るのではなく、謝礼という形で支援者を頼んだ方が良いと思います。支援される側にとっては、支援者が増えることで今以上のサービスを得られるし、支援者にとっては、わずかでも報酬という形で、やりがいにつながられます。  
退職後の世代や、子育てが一段落し働きたいが、働く場所のない専業主婦など支援者は数多いと思います。

推進施策IV-1-(1)

障がい者の就労支援

①全市的な障がい者雇用の啓発と情報提供

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>ノーマライゼーションの理念は、雇用の場でも生かされなければなりません。全市的な障がい者雇用への理解を深めるため、福祉関係部局や労働関係部局、関係機関等と連携し、あらゆる機会を通じて市民、事業所への情報提供に努めます。</p> <p>このため、障がい者雇用促進フェアの毎年開催や福祉的就労関係事業所及び障がい者就労施設等からの物品や役務の調達を拡大、推進するなど、関係機関と連携した障がい者の雇用の推進並びに、仕事を提供する仕組みづくりに取り組みます。</p> <p>また、特別支援学校などの生徒の職場体験、実習などの受け入れに協力します。</p>	28→32	◎	○	◎	○
	市の 所管	社会福祉課 商業労政課 契約課 職員課			

◆障がい者雇用促進フェアとは

隔年開催。障がいのある方々の就職促進として、就職希望者と企業による合同面接会です。

◆福祉的就労関係事業所とは

障害者総合支援法に基づく就労継続支援その他就労関係の事業を実施する事業所です。

②障がい者の就労支援ネットワークの発展

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>障がい者の雇用拡大を図るためには、地域の多様な社会資源が有機的に連携し取り組むことが必要です。地域の障がい福祉のシステムづくりの中核的役割を担う北見市障がい者支援ネットワーク（地域自立支援協議会※）や、ネットワーク内に設置した就労支援部会、障がい者就業・生活支援センターやハローワーク等の関係機関と連携を図り、障がい者が離職しても何度でもチャレンジできる循環型の就労支援システムを更に発展できるよう取り組みを進めます。</p>	28→32	◎	○	◎	○
	市の 所管	社会福祉課 商業労政課			

③障がいの適性と能力に応じて選択できる多様な就労の場の創出

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>障がい者は、その障がいの種類、程度により就労能力は多様であり、地域には地域活動支援センターなどでの福祉的就労の場から事業所などでの一般就労の場まで、その人の適性と能力に応じて選択できる「働く場」が必要です。福祉的就労の場の整備充実、事業所への雇用啓発を進めるとともに、短時間就労、グループ就労、福祉的就労と一般就労以外の第三の就労、障がい者と健常者が一緒に働ける場など、多様な就労の場の創出及び起業家の支援を目指します。</p>	28→32	◎	○	◎	○
	市の所管	社会福祉課 商業労政課			

推進施策IV-1-(2)

有償ボランティア・コミュニティビジネスの育成、支援

①有償ボランティアとコミュニティビジネスの育成・支援

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>有償ボランティアの活動の一つとして、除雪や買物弱者、交通弱者、生活弱者など地域の抱える課題を、ボランティア（団体）が主体となって、解決していく事業活動があります。</p> <p>また、障がい者や高齢者、ひとり親家庭など就職弱者といわれる方の雇用の確保と地域課題を解決する手法の一つである、コミュニティビジネスを積極的に育成、支援します。</p>	28→32	○	○	○	○
	市の所管	社会福祉課 介護福祉課 子ども支援課 商業労政課 市民活動課			

◆有償ボランティアとは

ボランティア活動をする際の原則として、自発性、無償性、社会性（利他性）、先駆性の4つがありますが、1980年以降、無償性の原則に関し「無償」の範囲をより柔軟に考えることによって実費の弁済や一定の謝礼を受ける「有償ボランティア」が出現し、受け入れられてきています。

◆コミュニティビジネスとは

地域社会をより良くすることを目的に、地域の人材や施設、資金などを活用しながら有償で行う事業やその活動のことです。高齢者の生活や子育て支援など地域の様々な問題について、行政や企業が対応できない部分の解決を図るとともに、地域における新たな雇用の創出や、住民の働きがい・生きがいを生み出し、地域社会の再生・活性化に寄与するものと期待されています。

基本施策Ⅳ-2

バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくり

■現状と課題

高齢者、障がい者をはじめ、市民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし、社会のあらゆる分野に積極的に参加していくためには、建築物、道路、公園、公共交通機関などの施設や設備が安全で使いやすく整備され、冬期間の降雪、病院や買い物に行きたくても適当な交通手段が無いなど生活環境の様々なバリアを取り除く必要があります。

本市では、バリアフリー新法<sup>※</sup>をはじめ、北海道福祉のまちづくり条例<sup>※</sup>、北見市交通バリアフリー基本構想<sup>※</sup>、北見市住宅マスタープラン<sup>※</sup>などに沿って、バリア(障壁)のない誰もが暮らしやすい生活環境づくりと住環境づくりに取り組んでいます。まちなかでは道路の建物入り口などの段差解消をはじめ、車椅子やオストメイト<sup>※</sup>対応の多目的トイレの設置促進、既存の公営住宅や公共施設、道路や歩道等のバリアフリー化など多くの課題を抱えているのが現状です。

今後も、行政と住民、事業者等との協働のもと、誰もが安心して外出できる環境を目指し、安全に移動し円滑に利用できる交通環境のバリアフリー化とともに、できるだけ多くの人が高齢者に利用しやすい環境を整えるユニバーサルデザインの考え方をまちづくりの基本に据えて取り組むことが必要です。

また、障がい者や難病患者、妊婦、高齢者等が援助や配慮を必要としていることを知らせるヘルプマーク<sup>※</sup>やヘルプカード<sup>※</sup>導入の取り組みや、障害者差別解消法への対応について、関係機関等と連携を図りながら検討、推進することが必要です。

市民の声

- バリアフリーな街並みづくりが必要だと思います。車いすの方が通りにくい道が多いと感じます。
- 公民館やスポーツセンターに行っても、高齢者にとっては使いづらいところがたくさんあります。
- 最近では、商品の配達サービスを行っているところもあり助かっているという人も多いと思います。民間に頼るではないが、何らかの形で行政と民間がリンク、支援をしていくことが重要だと思います。

推進施策Ⅳ-2-(1)

公共施設などのバリアフリー、ユニバーサルデザイン化

①公共的な施設におけるバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 (※重点事業)

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>多くの市民が利用する公共的な施設や、公共施設はもちろん民間の建築物についても事業者の理解と協力を得て、バリアフリー化は進んできています。今後バリアフリー化の更なる推進と、ユニバーサルデザイン化を押し進めます。</p> <p>特に市の施設は、誰もが使いやすい仕様となるよう、設計段階から高齢者や障がい者など関係者の意見を聞きながら進めます。</p>	28→32	◎	○	◎	○
	市の 所管	社会福祉課 介護福祉課 建築課 建設指導課 (総)総務課			

推進施策Ⅳ-2-(2)

住環境のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化

①バリアフリー、ユニバーサルデザインの住宅建設の促進

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>高齢者や障がい者が住み慣れた住宅や地域で、自立して暮らし続けるためには、住宅、住環境のバリアフリーやユニバーサルデザイン化が求められています。住宅の改修にかかる融資制度の周知と利用促進を図るとともに、バリアフリー、ユニバーサルデザインに関する情報提供について、関係機関、団体との連携を行い、市民の意識の高揚に努めます。</p> <p>また、公営住宅のバリアフリーやユニバーサルデザイン化に向けた改修を推進します。</p>	28→32	◎		◎	◎
	市の 所管	社会福祉課 介護福祉課 建築課 建設指導課			

推進施策Ⅳ-2-(3)

生活環境のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化

①地域のバリアフリーの推進

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>積雪寒冷地であるが故の降雪、病院や買い物に行きたくても適当な交通手段が無いなど、生活環境の様々なバリアが存在しています。</p> <p>高齢者や障がい者が住み慣れた地域で、自立して暮らし続けるためには、安全に移動し円滑に利用できる交通環境のバリアフリー化と、車椅子や電動カート（シニアカー）、ベビーカー等、視覚障がい者をはじめとする障がい者の方や高齢者、妊婦の方などが通行しやすい道路環境のバリアフリー化も求められています。誰もが安心して外出できる環境を目指して、行政と住民の協働のもと、北見市地域公共交通会議※における協議や北見市交通バリアフリー基本構想などの理念に基づいた地域のバリアフリーを推進します。</p>	28→32	◎	○	○	○
	市の所管	社会福祉課 介護福祉課 市民の声をきく課 都市計画課 土木課 地域振興課			

◆北見市地域公共交通会議とは

地域ニーズに対応した乗合運送サービスのあり方について検討し、委託又は直営によるバス運送の実施を協議するとともに、地域の公共交通計画を策定・実施する目的で市町村が主体となって設置する会議です。構成するメンバーは、住民、交通事業者（バス・タクシー・JR等）、道路・交通管理者、運輸支局・公安などで、道路運送法に基づくため、バス・タクシーが対象になりますが、鉄軌道などについても協議することは可能です。（法的拘束力はない）

事業者への委託又は市町村運営有償運送など、協議結果の実現には、事業者委託時の運賃認可の届出化、道路・交通管理者への紹介手続簡便化、路線認可の迅速化が図られることとされ、地域のニーズに速やかに対応することができるようになります。

②ヘルプカードとヘルプマークの普及

（※重点事業）

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>地域には、障がい者、難病の方、妊婦、高齢者など援助や配慮を必要としている人がいます。周りに援助や配慮を求める手段としてヘルプマークや連絡先等を記載できるヘルプカードの利用を検討します。</p> <p>ヘルプマーク、カードの趣旨や目的等を様々な方法を用いて周知するとともに、ヘルプマークの公共交通機関や公共施設、民間事業所等への配布や、援助や配慮が必要な方へ、カードの配布などの取り組みや、地域で支えることができるよう、意識の高揚と、障害者差別解消法施行に伴う、障がい者への差別解消や配慮する取り組み、啓蒙啓発を推進します。</p>	28→32	◎	◎	○	○
	市の所管	社会福祉課 介護福祉課 健康推進課 総務課 子ども支援課			

## 基本施策Ⅳ-3

## 安心・安全に地域で暮らせる環境づくり

## ■現状と課題

子どもや高齢者、障がい者などへの虐待、配偶者等からの暴力や経済的虐待、職場等でのハラスメントなど、社会的・経済的弱者に対する虐待が社会問題となっています。虐待等を発見した際の、緊急避難ができる施設などの確保や、関係機関・団体などとの連携はもとより、発見した際の通報先の周知や、横断的に対応できる組織体制の強化など求められます。

虐待を防止する取り組みや、虐待に対する啓発活動等、講習会や研修会の開催による市民への周知を推進し、一人ひとりの市民が安心して地域で暮らしていける取り組みが必要です。

高齢者や若年層で認知症になる方の増加に伴い、家族を始めとする、地域住民や事業者、民生委員児童委員や地域包括支援センターなどを含め地域全体で対応が必要な課題となっております。

認知症は、早期に発見、診断、治療することが非常に大切であることから、医療機関との連携や介護予防教室の開催等による予防の取り組み、認知症に関する正しい情報の提供や、啓発、行方不明時の捜索等を含めた対策を講じることなどが重要です。

また、福祉・医療関係者、ボランティア、地域住民、民生委員、地域包括支援センター等と連携することと、市民後見人制度等に基づく認知症の方の権利擁護などの周知を図ることで、認知症の方とその家族、介助する方が安心して地域で暮らしていける取り組みが必要です。

## 市民の声

- 最近認知症の方からの誤報で救急車を呼んでしまう騒ぎがあったが、老老夫婦から認認夫婦が増えてきて課題になってきていると思います。

推進施策Ⅳ-3-(1)

安心・安全に地域で暮らせる環境づくり

①さまざまな虐待を減らす環境づくり

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>いじめや、家庭、施設等での高齢者や障がい者などへの虐待、配偶者等からの暴力や精神的・経済的な虐待、職場などでのハラスメントなど、子どもや、社会的、心身的に弱い立場の方々に対する虐待が問題となっています。</p> <p>これらを発見した際に、緊急的に避難等できる施設等を確保することはもとより、関係機関・団体との連携、発見時の通報先の周知、横断的に対応できる市の組織体制も強化する必要があります。</p> <p>虐待防止の取り組みや、啓発活動、講習会や研修会などを行い、一人ひとりの市民が、安心して地域で暮らしていける環境づくりを推進します。</p>	28→32	◎	○	○	○
	市の 所管	社会福祉課 介護福祉課 健康推進課 子ども支援課 保育課 教育委員会指導室 戸籍住民課 市民生活課			

②認知症の方やその家族が安心して生活できる環境づくり

(※重点事業)

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>高齢の方や、若年層で認知症になる方が増加しており、家族を含め地域全体で取り組むべき課題です。</p> <p>認知症は、早期に発見・診断・治療することが重要であることから医療機関との連携や、介護予防の取り組み、また、認知症サポーター養成講座などの認知症の正しい情報の提供や啓発、認知症による行方不明への対策を講じると共に、福祉・医療関係者、ボランティア、地域住民、町内会（自治会）民生委員児童委員、地域包括支援センター等と連携すると共に、今後の認知症施策の推進を見越した体制づくりを進めるなど、認知症の方とその家族が安心して地域で暮らしていける環境づくりの推進と、認知症の方の権利擁護を行う市民後見人制度等の制度の周知や利用の促進に取り組めます。</p>	28→32	◎	◎	◎	◎
	市の 所管	介護福祉課			



③子どもの安心と希望の実現

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、経済的に厳しい状況に置かれている子どもたちの健やかな成長に向けた様々な取り組みが求められています。</p> <p>経済的な支援をはじめ、生活や教育など多方面の支援について検討し社会全体で支え、子どもたちが将来に希望をもって成長していける環境づくりを進めます。</p>	28→32	◎			
	市の 所管	子ども支援課			